

# 日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

格付の表示の様式については図1又は図2とし、次のa)~c)のとおりとする。

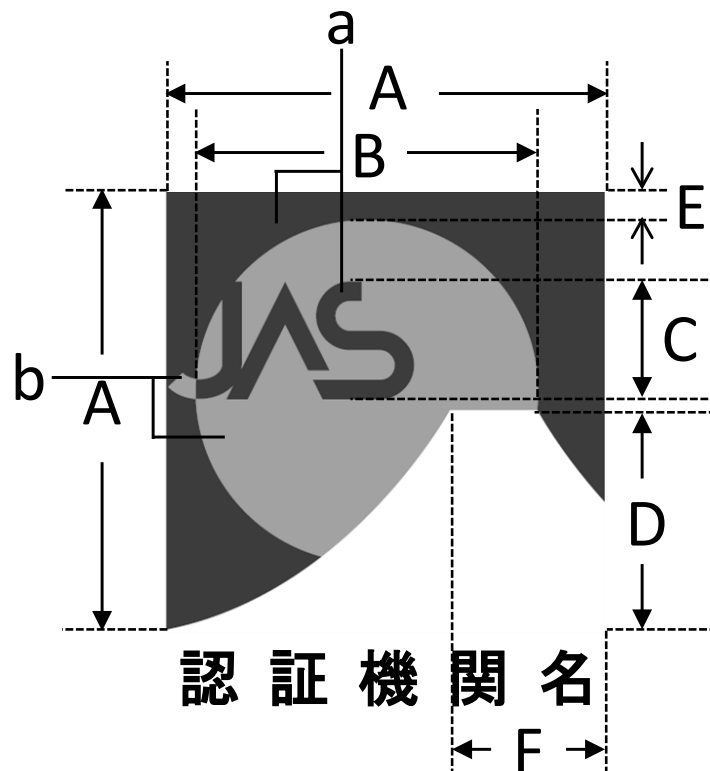


図1—格付の表示の様式（カラー）

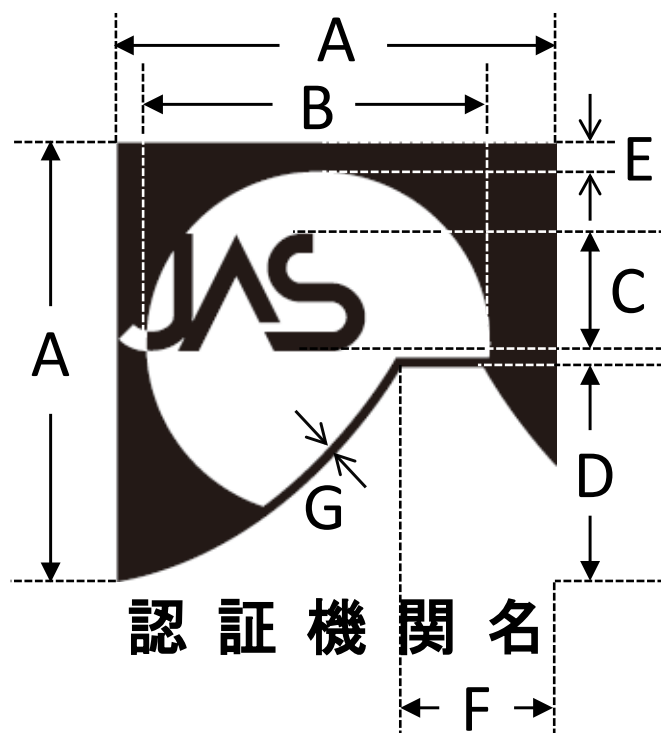


図2—格付の表示の様式（単色）

- a) BはAの $\frac{8}{10}$ と、CはAの $\frac{27}{100}$ と、DはAの $\frac{49}{100}$ と、EはAの $\frac{65}{1000}$ と、FはAの $\frac{35}{100}$ と、GはEの $\frac{36}{100}$ としなければならない。
- b) 認証機関名については、略称を記載してもよい。
- c) 図1にあつては、aの部分及びbの部分の色は、各々に異なる色としなければならない。

### 3 格付の表示の方法

表示の方法は、日持ち生産管理切り花又はその包装、容器若しくは送り状ごとに見やすい箇所に、付さなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成30年4月2日農林水産省告示第740号  
最終改正 令和5年9月19日農林水産省告示第1196号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年9月19日農林水産省告示第1196号  
令和5年10月19日から施行する。